

# 離婚手続きについて

【参考・参照：裁判所ホームページ (<https://www.courts.go.jp/>)】

日本での離婚は6種類ありますが、主なものは次の3つです。

- **協議離婚**…話し合いによる離婚。離婚の90%近く。  
慰謝料や財産分与、養育費など、離婚に伴い取り決めた内容は後のトラブルを防ぐため公正証書に残すことをご検討ください。
- **調停離婚**…家庭裁判所の調停による離婚。離婚の10%近く。  
話し合いがまとまらない、進まない場合に家庭裁判所の調停手続きを利用する方法です。調停を利用すると、調停員が夫婦別々にそれぞれから話を聞き（一方はその間別室で待機）、もう一方にそれを伝えるということを何度か繰り返す方法で進められ、おおむね月に1回程度開かれます。離婚そのものだけでなく慰謝料や財産分与、年金分割の割合、親権、養育費についても一緒に話し合うことができます。  
離婚するかどうかで悩んでいる場合は、円満調停（＝正式には夫婦関係調整調停）を申し立てることもできます。  
調停は、相手の住所地を管轄する家庭裁判所または合意で定めた家庭裁判所に申し立てます。  
裁判所のホームページで、管轄裁判所を調べたり、申し立てに必要な書類、申立書の記載例などが確認できます。  
このほか、手続きの方法などについて家庭裁判所で相談することもできます。（ただし離婚した方が良いかや慰謝料はいくらとれるかなどの法律相談や身上相談には応じておられません。）  
最寄りの家庭裁判所：大津家庭裁判所彦根支部（彦根市駅東町1-13）  
（TEL：0749-22-0167）
- **判決（裁判）離婚**…  
裁判による離婚。離婚全体の1%。  
調停後でないと裁判を起こすことはできません。

「手続きの進め方をより詳しく知りたい」「こういう場合はどうなるの?」「弁護士に依頼した方が良いか迷っている」という場合は、法テラスや法律相談を利用することもできます。